

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年7月24日(水)午後2時30分から午後3時45分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか2名

7 会議の概要

事務局 ただいまから平成25年度7月定例農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
なお、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定についての番号8番については、申請人より取下げ願いの提出があり7月19日受理しましたので報告します。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、26番伊藤幸夫委員・27番熊切清委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番、3番、5番から8番は所有権移転に関する件、番号2番、4番は賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から8番議案書をもとに朗読】

番号1番から8番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

2 番 番号1番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

5 番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

7 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

1 8 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

1 7 番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

1 0 番 番号7番・8番について、作業効率を高めるため、互いの農地を交換す
るもので問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定

について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、8件でございます。

【議案第2号、番号1番から7番、9番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑100㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑427㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、現況畑計349㎡を義父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、現況畑計329.08㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番・6番の申請地は、現況畑計252㎡を譲受け建売分譲住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、現況畑13㎡を借受け建売分譲住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番の申請地は、現況畑計1768㎡を借受け仮設事務所、資材置場及び駐車場用地として一時転用するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番 番号1番について、自宅に隣接している畑を譲受け専用住宅を計画するものです。申請地は第2種農地に区分される農地で周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

15番 番号2番について、申請者は現在事務所の一部を住宅として使用していますが手狭なため、事務所隣接地の畑を譲受け専用住宅を計画するものです。第1種農地に区分される農地ですが、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 番号3番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、義父より畑を借受け専用住宅を計画するものです。申請地は第2種農地に区分される農地で周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号4番について、申請者は現在両親と同居していますが、結婚を契機に畑を譲受け専用住宅を計画するものです。申請地は第2種農地に区分される農地で周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 番号5番・6番・7番について、譲受人は同一人です。番号5番・6番については、畑を譲受け建売分譲住宅1棟を計画するものです。番号7番については、番号5番・6番にて計画している建売分譲住宅の排水路として借受け利用したいとのことですが既に構造物が施工されており、始末書が提出されています。申請地はともに第2種農地に区分される農地で周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

10番 番号9番について、椿海地区で実施されている農地の区画整理工事の請負者が工事用の仮設事務所、資材置き場及び駐車場として借受け一時的に使用するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。
次に、協議事項に入ります。小委員会の委員並びに正副委員長については、申し合わせにより任期は一年となっております。

これに伴い、
農地委員会に所属する委員並びに正副委員長の選出について、
農政委員会に所属する委員並びに正副委員長の選出について、
農地銀行運営委員会に所属する委員並びに正副会長の選出について、
運営委員会に所属する委員並びに正副委員長の選出について、を議題と
します。

議 長 お諮りします。選出の方法について御発言願います。

18番 議長の指名推薦がよろしいかと思えます。

議 長 ただいま、議長の指名推薦との提案がありましたが、これに御異議ござ
いませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認めます。
暫時休憩します。

議 長 会議を再開します。
それでは、御指名致します。
指名者については、配布紙面をもって指名致します。

(事務局 紙面を配布する。)

議 長 ただいまの指名に、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮り致します。本指名に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は議長指名のとおり決しました。

議 長 その他について、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 について	8件
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について その他でありました。	1件

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年7月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会
を閉会いたします。